

議案第25号

大網白里市消防団条例の一部を改正する条例の制定について
大網白里市消防団条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和8年2月20日提出

大網白里市長 金 坂 昌 典

大網白里市消防団条例の一部を改正する条例
大網白里市消防団条例（平成23年条例第9号）の一部を次のように改正する。

第3条中「458人」を「398人」に改め、同条の次に次の1条を加える。

（団員の種類）

第3条の2 消防団員は、基本消防団員（以下「基本団員」という。）及び機能別消防団員（以下「機能別団員」という。）とする。

2 基本団員は、機能別団員以外の消防団員とする。

3 機能別団員は、規則で定める特定の任務に従事する消防団員とする。

第4条を次のように改める。

（任命）

第4条 消防団の長（以下「団長」という。）は、市内に住所を有する者のうちから消防団の推薦に基づき市長が任命する。

2 基本団員は、次の各号に掲げる要件を全て満たす者のうちから市長の承認を得て団長が任命する。

(1) 市内に居住し、又は勤務していること。

(2) 年齢が18歳以上であること。

(3) 心身ともに健康であること。

3 機能別団員は、前項各号に掲げる要件のほか、規則で定める要件を満たす者のうちから市長の承認を得て団長が任命する。

4 前2項の規定にかかわらず、団長が特に必要と認めた者を市長の承認を得て基本団員又は機能別団員として任命する場合にあっては、第2項第1号の要件を適用しないことができる。

第6条第2項第1号中「第4条第1号」を「第4条第2項第1号」に改める。

第 1 1 条第 2 項の表を次のように改める。

区分	報酬の額（年額）
団長	160,000円
副団長	100,000円
分団長	70,000円
副分団長	60,000円
部長	48,000円
班長	37,000円
副班長	36,500円
その他の基本団員	36,500円
機能別団員	3,000円

第 1 2 条の表を次のように改める。

手当区分	支給対象	時間区分	支給額（1回 当たり）
火災出動手当	消防団員	1 時間未満	1,000円
		1 時間以上 2 時間未満	2,000円
		2 時間以上 4 時間未満	4,000円
		4 時間以上	8,000円
		放水手当	班
水防等出動手当	消防団員	4 時間未満	2,000円
		4 時間以上	4,000円
訓練、警戒等出 動手当	消防団員	4 時間未満	2,000円
		4 時間以上	4,000円

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の大網白里市消防団条例第11条及び第12条の規定は、この条例の施行日以降に支給すべき事由が生じた報酬及び手当について適用し、同日前に支給すべき事由が生じた報酬及び手当については、なお従前の例による。